

がんばる介護人材を紹介・応援する取組実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市内に所在する介護サービス事業所等に就労する介護職員等に対して、介護現場の実態や、やりがい等についてインタビューし、介護に対する魅力向上、介護に対する正しい知識を周知することにより、介護分野への人材の参入促進を目的とする、がんばる介護人材を紹介・応援する取組（以下「取組」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において「介護サービス事業所等」とは、次に掲げるサービス等を提供し、又は施設を運営する事業所をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）第8条第1項に規定する居宅サービスを行う事業（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
 - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う事業（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く）
 - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
 - カ 法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業
 - キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
 - ク 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - ケ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
 - コ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
 - サ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (2) この要綱において「介護職員等」とは、介護サービス事業所等に従事する介護職員、訪問介護員、介護従事者、支援員、看護補助者、介護助手をいう。（事務員、清掃員、調理員は除く）
- (3) この要綱において「管理者等」とは、介護サービス事業所等で従業者及び業務の一元的管理等を行うことを職務とする管理者、施設長、ホーム長等をいう。

(目的)

第3条 本取組は、第6条に規定する取組の内容を広く周知することにより、介護に対する魅力向上等を図るとともに、実効性のある介護人材確保対策が市内全域で展開されることによる、介護分野への新規参入や定着促進を目的に実施する。

(実施主体)

第4条 取組の実施主体は、宮崎市（以下「市」という）とする。

(対象者)

第5条 取組の対象者は、市内に所在する介護サービス事業所等に就労する介護職員等及び管理者等とし、対象者の募集等に関することは、別に定める。

(取組の内容)

第6条 取組の内容は、第5条の規定により応募のあった介護サービス事業所等に就労する介護職員等及び管理者等に対して、概ね次に掲げる事項についてインタビューし、そのインタビュー内容を宮崎市のホームページに掲載するものとする。

(1) 介護職員等に関すること

- ア 介護分野で就労しようと思った理由
- イ 現在の仕事内容
- ウ 仕事に苦勞を感じる時。やりがいを感じる時。
- エ これから介護分野での活躍を希望する人へのメッセージ
- オ その他市長が必要と認めるもの

(2) 管理者等に関すること

- ア 介護人材の確保に向けて取り組んでいる内容
- イ 介護分野での活躍を希望する人に求められる能力等
- ウ その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。